

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集

発行人 大分県編集 三恵印刷株式会社 (定価 一箇年 三万八千八百八十九円)

大分県報

令和八年
四七六號

(金 曜 日)

ら令七・二・二八
まで

一部の地籍図及び 地籍簿

内 宇 大 市 東 京

令八
一
六

目次

告示

地籍調査の成果の認証
指定漁船調書の縦覧
道路の供用開始（三件）
急傾斜地崩壊危険区域の指定
都市計画事業の事業計画の変更認可

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……

○告示

大分県告示第三十三号

調査を行つた者 た者の名稱	調査を行つた期間	成果の名稱	調査を行つた地域	認証年月日
令五・一・一二か 杵築市大字大内の				

令和八年一月二十三日

大分県報（告示）

杵築市	ら令七・二・二八 まで	一部の地籍図及び 地籍簿	杵築市大字大内の 一部	令八・一・六
杵築市	令五・一・一二か ら令七・二・二八 まで	杵築市大字横城の 一部の地籍図及び 地籍簿	杵築市大字横城の 一部	令八・一・六
杵築市	令五・一・一二か ら令七・三・一一 まで	杵築市山香町大字 南畑の一部の地籍 図及び地籍簿	杵築市山香町大字 南畑の一部	令八・一・六
竹田市	令四・六・二二五か ら令七・二・二五 まで	竹田市大字次倉の 一部の地籍図及び 地籍簿	竹田市大字次倉の 一部	令八・一・六
竹田市	令四・六・二二五か ら令七・三・七ま で	竹田市荻町高練木 の一部の地籍図及 び地籍簿	竹田市荻町高練木 の一部	令八・一・六
竹田市	竹田市大字次倉の 一部	竹田市大字次倉の 一部	令八・一・六	令八・一・六
大分県告示第三十四号				
漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号。以下「施行令」という。）第五条第一項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、施行令第五条第三項の規定により、当該届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。	令和八年一月二十三日			
大分県知事 佐 藤 一郎	大分県告示第三十四号			
1 発起人の住所及び氏名	大分市大字三佐二千二百三十番地の二			
小野 淳				
大分市大津町二丁目四番二A—七—二十九号				

令和八年一月二十三日

大分県報（告示）

清水 剛

大分市王子西町八番二十一号植木セメントビル三百五

安部 陽一郎

加入区

大分市加入区

法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

大分県漁業協同組合

指定漁船調査の縦覧

縦覧期間

令和八年一月二十三日から同年二月六日まで

縦覧場所

大分市府内町三丁目五番七号

大分県漁業協同組合事務所

(一) 大分市大字勢家字春日浦八百四十三番地の百七十一

(二) 大分市大字勢家字春日浦八百四十三番地の百七十一

大分県漁業協同組合大分支店事務所

大分県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

令和八年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

供用開始区间

供用開始年月日

八迫
佐伯市
上岡
八戸
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
地番又は区域

域の名
市町村
大字
字

在

地

大分県告示第三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年一月二十三日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

主要地方道山香院内線
杵築市山香町大字日指字下宮平一六一四番五
地先から
杵築市山香町大字日指字上宮平一七一四番四
地先まで

令八・一・二三
供用開始年月日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

供用を開始する。

その関係方面は、令和八年一月二十三日から一週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和八年一月二十三日

大分県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

供用を開始する。

一般国道五〇〇号
別府市大字鶴見字ザツシヨウ原一二九三番一
七から
別府市大字鶴見字ザツシヨウ原一二九三番一
今まで
令八・一・二三

変更なし

令和八年一月二十三日

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六百六十二号）第八条の規定による令和八年一月十九日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年一月十三日

大分県選挙管理委員会委員長
千野博之

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一
八
四
—
八

二 地方自治法第七十六条 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

二一五、一四六人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議會議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市 一三一、二八〇人

大分県報（告示・選管委告示）